

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社ZenmuTech
【英訳名】	ZenmuTech, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 阿部 泰久
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目22番1号いちご新川ビル5階
【電話番号】	(03)6260-6195(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼CWO 酒井 茂輝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目22番1号いちご新川ビル5階
【電話番号】	(03)-6260-6195(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼CWO 酒井 茂輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年3月26日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除と共に、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に阿部泰久、國井晋平、酒井茂輝および白川彰朗を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役に佐藤哲平、高柳文子、樽本哲および轟芳英を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の現金報酬枠を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額4,000万円以内）として設定するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の現金報酬枠を年額5,000万円以内として設定するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬枠を年額3,000万円以内（うち社外取締役分1,000万円以内）と設定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の内容を決定するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

監査等委員である取締役の株式報酬を年額2,000万円以内と設定し、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の内容を決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	6,826	54	0	(注)1	可決 97.88
第2号議案					
阿部 泰久	6,821	59	0	(注)2	可決 97.81
國井 晋平	6,822	58	0		可決 97.82
酒井 茂輝	6,822	58	0		可決 97.82
白川 彰朗	6,821	59	0		可決 97.81
第3号議案					
佐藤 哲平	6,825	55	0	(注)2	可決 97.86
高柳 文子	6,834	46	0		可決 97.99
樽本 哲	6,834	46	0		可決 97.99
轟 芳英	6,834	46	0		可決 97.99
第4号議案	6,805	75	0	(注)3	可決 97.58
第5号議案	6,807	73	0	(注)3	可決 97.61
第6号議案	6,788	92	0	(注)3	可決 97.33
第7号議案	6,782	98	0	(注)3	可決 97.25

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上